

令和6年度

手賀沼農地防災事業
泉揚水機場送水路他実施設計等業務

特 別 仕 様 書

(当初)

関東農政局
手賀沼農地防災事業所

<p>第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条</p>	<p>手賀沼農地防災事業 泉揚水機場送水路他実施設計等業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「調査・測量・設計業務共通仕様書」(以下「設計共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>
<p>(目的) 第1-2条</p>	<p>本業務は、手賀沼農地防災事業の工事实施に利用するため、泉揚水機場送水路他の実実施設計等を行うものである。</p>
<p>(場所) 第1-3条</p>	<p>本業務において対象とする泉揚水機場送水路及び導水路の建設予定地は、千葉県柏市泉村新田、泉及び柳戸地先で、別添位置図に示すとおりである。</p>
<p>(土地の立入り等) 第1-4条</p>	<p>準備作業の現地調査に必要な土地の立入り等は、設計共通仕様書第1-16条によるものとする。</p>
<p>(低入札価格契約における第三者照査) 第1-5条</p>	<p>1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合には、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「設計共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において設計共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。</p> <p>2 第三者照査の企業に要求される資格</p> <p>(1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。</p> <p>(2) 関東農政局において、令和5・6年度(建設コンサルタント)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。</p> <p>(3) 関東農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。</p> <p>(4) 設計共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。</p> <p>(5) 中立的、公平な立場で照査が可能なる者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>ア 資本関係</p> <p>(ア) 親会社と子会社の関係にある</p> <p>(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある</p> <p>イ 人的関係</p> <p>(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている</p> <p>3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格</p> <p>第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。</p> <p>○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者</p> <p>○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者</p> <p>4 照査技術者の通知</p> <p>受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</p> <p>5 照査計画</p> <p>受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない</p>

ない。
また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い
特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録
共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任
引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(履行確実性評価の達成状況の確認)
第1-6条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a) ~ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備 等

(一般事項)
第1-7条

業務請負契約書、設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)
第1-8条

管理技術者は、設計共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門等は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木	-

<p>(照査技術者) 第 1 - 9 条</p>	<p>1 照査技術者は設計共通仕様書第 1 - 7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門等は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="483 253 1385 544"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業 - 農業土木 農業 - 農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティン グマネージャー</td> <td>農業土木</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、設計共通仕様書第 1 - 7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。 (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。</p>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業 - 農業土木 農業 - 農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木	-
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業 - 農業土木 農業 - 農業農村工学													
	農業	農業土木、農業農村工学													
博士	農学														
シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木	-													
<p>(担当技術者) 第 1 - 10 条</p>	<p>1 担当技術者は、設計共通仕様書第 1 - 8 条によるものとする。</p> <p>2 担当技術者は、調査業務と合わせ行う場合にあつては、調査業務部門の担当者を含むものとする。</p>														
<p>(配置技術者の確認) 第 1 - 11 条</p>	<p>設計共通仕様書第 1 - 11 条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第 1 - 12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置づけられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p>														
<p>(保険加入) 第 1 - 12 条</p>	<p>受注者は、設計共通仕様書第 1 - 37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>														
<p>第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2 - 1 条</p>	<p>設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説水路工(平成26年3月)」、「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説パイプライン(令和3年6月)」及び「農業水利施設の機能保全の手引き(令和5年4月)」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。</p>														
<p>(設計条件) 第 2 - 2 条</p>	<p>設計作業における設計条件は次のとおりである。</p> <p>設計基本条件</p> <p>1 導水路</p> <p>(1) 導水路(新設樋管) : B3.5m×H1.5m L=58.2m</p>														

導水路（既設利用樋管）： B3.5m×H1.5m L=78.3m

2 送水路（参考：泉揚水機場揚水量 2.540m³/s）

（1）送水路： HP φ1500、1800 L=638m

3 機能診断及び調査業務

（1）導水路（暗渠） B3.5m×H1.5m L=150m

調査時期については、令和6年8月21日以降とする。

なお、調査にあたり排水等が必要なため、監督職員と排水方法について協議するものとする。

（貸与資料）
第2-3条

貸与資料は下記のとおりとし、これ以外にも必要な資料があるときは監督職員と協議するものとする。

分類	貸与資料	数量
業務報告書	平成26年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 手賀沼地区施設機能診断調査業務	1式
業務報告書	平成31年度 全体実施設計手賀沼地区 泉揚水機場他基本設計業務	1式
業務報告書	令和2年度 全体実施設計手賀沼地区 全体実施設計書とりまとめ業務	1式
業務報告書	令和4年度～令和5年度 環境モニタリング調査等業務	1式
業務報告書	平成28年度 国営土地改良事業地区調査 手賀沼地区地質調査業務	1式
業務報告書	平成29年度 国営土地改良事業地区調査 手賀沼地区地質調査業務	1式

（適用する図書及び
貸与資料の取扱い）
第2-4条

第2-3条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （1）参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （2）貸与資料は本業務に支障ない範囲の時期に貸与するものとし、監督職員の請求があった場合の他、完了検査時に一括返納しなければならない。
- （3）第2-3条に示す資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示する。

（関連業務）
第2-5条

本業務と関連する主な業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調の図られた業務成果としないなければならない。

業務名	業務実施期間
手賀沼農地防災事業 泉揚水機場他実施設計業務	令和6年3月～ 令和7年2月
手賀沼農地防災事業 泉揚水機場他地質調査業務（仮称）	令和6年6月～ 令和7年2月（予定）
手賀沼農地防災事業 泉揚水機場他測量調査業務（仮称）	令和6年8月～ 令和7年2月（予定）

手賀沼農地防災事業
泉揚水機場ポンプ設備等実施設計業務

令和6年6月～
令和7年3月(予定)

第3章 業務内容
(作業項目及び数量等)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量等は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙1作業項目内訳表(該当項目)に○印で示すものとする。

作業項目表

作業項目	数量	備考
送水路 実施設計	1式	
導水路 実施設計	1式	
導水路 機能診断	1式	
導水路 現地調査	1式	

(設計作業等の留意点)

第3-2条

設計作業等の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (2) 事前調査で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特定を行い、踏査結果を整理する。踏査結果を踏まえ、現地調査を行う調査地点、調査項目等を選定、検討する。
- (3) 現地調査計画に基づき、近接目視と定量計測を行う。
- (4) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (5) 第2-3条、第2-4条及び設計共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (6) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (7) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関して新技術や新工法の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)及び新技術情報システム(NETIS)等を積極的に活用しなければならない。
 - ・ 農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)については、http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。
 - ・ 新技術情報システム(NETIS)は <http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp> を参照。
- (8) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。

第3-4条

技術提案書における技術提案内容については、設計共通仕様書第1-11条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までには履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。
なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。

(業務写真における
黒板情報の電子化)
第3-5条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

<p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p>	<p>1 打合せ時期 設計共通仕様書第1-10条による打ち合わせについては、主として次の段階で行うものとする。なお、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初回 作業着手段階 第2回 中間打合せ(基本条件整理段階) 第3回 中間打合せ(計画・設計段階) 第4回 中間打合せ(細部設計段階) 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打ち合わせ記録簿を作成し、上記の打ち合わせの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、設計共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p> <p>2 打合せ方法及び場所 方法：対面による打合せ 場所：関東農政局手賀沼農地防災事業所</p>
<p>第5章 成果物等 (成果物) 第5-1条</p>	<p>成果物を設計共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>1. 成果物の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R) 正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体(CD-R若しくはDVD-R)により別途1部を提出するものとする。</p> <p>2. 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販ファイル綴りで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。</p>
<p>(成果品の提出先) 第5-2条</p>	<p>成果物の提出先は以下のとおりとする。 関東農政局手賀沼農地防災事業所</p>
<p>第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条</p>	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量等」に変更が生じた場合。 (4) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (5) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (6) 履行期間の変更が生じた場合。 (7) 調査作業に伴う水替え等の作業が生じた場合。 (8) 関係機関等対外的協議により設計計画等に変更が生じた場合。</p>

<p>第7章 定めなき 事項 (定めなき事項) 第7-1条</p>	<p>(9) その他重要な変更が生じた場合。</p> <p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>
---	--

作業項目内訳表[送水路(管更生を予定) 実施設計]

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業			
1-1 現地調査	実施設計に必要な現地調査を行う。 ※移動に係る人件費を含む。	○	
1-2 資料の検討	実施設計のため、資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○	
2 基本条件の検討	詳細実測資料等に基づく水理構造条件、耐震性能に係る重要度区分等を整理する。	○	
3 水理検討	各種損失水頭の計算及び実施断面毎の水理計算を行い、水理縦断図を作成する。	○	
4 構造検討			
4-1 構造計算	各実施断面についての詳細な構造計算を行う。	○	
4-2 構造図作成	構造一般図、補修補強詳細図等の図面の作成を行う。	○	
5 工事用図面作成	工事を実施する上で必要な平面縦断図、仮設図等の図面作成を行う。	○	
6 数量計算	工区毎、施工法区分毎、タイプ毎及び仮設工毎等の材料等の詳細な数量計算を行う。	○	
7 施工計画	区分毎の施工計画、工程計画を詳細に作成する。	○	
8 特別仕様書作成	工事实施に必要な特別仕様書を作成する。	○	
9 概算工事費積算	各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。	○	
10 総合検討	前項までの作業について総合的に検討し、工事实施のための点検を行う。	○	
11 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○	
12 点検とりまとめ	成果物資料の点検及びとりまとめを行い、報告書の作成を行う。	○	

作業項目内訳表[導水路(暗渠) 実施設計]

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	備考
1 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。 (補足説明) 用水路路線計画設計(実施)時及び基本設計時に実施した、現地調査結果の確認を行う。	○	
2 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○	
3 設計計画 3-1 基本条件の検討	詳細実測資料に基づく水理、構造条件を決定する。 (補足説明) 貸与資料、現地調査等から指示する基本条件を 1/500 地形図(実測図)で検討し決定する。	○	
3-2 型式、規模及び構造の検討	水路タイプ及び工事实施断面形状の詳細を決定する。 (補足説明) 立地条件、基本条件に適合する水路タイプ(円形、馬蹄形、箱形等)及び工事实施のために必要とする断面形状を決定する。	○	
3-3 呑吐口及びトランジションの検討	トランジションの設計、土留護岸工の安全施設等の詳細設計を行う。 (補足説明) 暗渠本体の規模及び立地条件からトランジションを設計する。なお、暗渠入口付近に必要な応じ土留め護岸エスクリーン、ガードレール(ガードパイプ)等の安全施設工を設計する。	—	
4 水理検討	各種損失水頭の計算及び各断面の水理計算、水理縦断図を作成する。 (補足説明) 全損失水頭を計算により算定し、暗渠工本体について水理計算を行い、各断面毎及び水頭の適否を検討する。 この計算値による水理縦断図を作成する。	○	
5 構造検討 5-1 構造計算	各実施断面について、詳細な構造計算を行う。 (補足説明) 施工断面形の変化、及び外面荷重の変化に対応する断面を対象に構造計算(浮き上がりに対する検証を含む)を行う。	○	
5-2 構造図作成	構造一般図、詳細構造配筋図及び鉄筋加工図を作成する。 (補足説明) 構造詳細図とは、構造図の他に施工上必要な基礎工及び箱抜等を記入する図をいう。	○	
6 平面縦断図作成	平面縦断図に全タイプの位置及び断面の表示、安全施設、バレル割、工区境等を記入する。 (補足説明) 縮尺の標準は、縦 1/100、横 1/500 とし、測点間隔は、100m又は 50mとする。	○	

7 土工図作成	<p>施工法区分(単価区分)毎の切盛土量、法面保護工長、用地幅等を詳細記入した土工図を作成する。</p> <p>(補足説明)</p> <p>流用土、搬出土(捨土)、搬入土(購入土)等が算定できる図面を作成する。</p>	○	
8 数量計算	<p>工区毎、施工法区分毎の土工数量計算、工区毎、タイプ毎のコンクリート、鉄筋、型枠、附帯工材料、仮設材料等の詳細に数量計算を行う。</p>	○	
9 施工計画	<p>区分毎の施工計画、工程計画を詳細に作成する。</p>	○	
10 特別仕様書作成	<p>工事のために必要な特別仕様書を作成する。</p>	○	
11 概算工事費積算	<p>各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。</p> <p>(補足説明)</p> <p>仮設費は、積み上げ又は適切な率計上により算出する。</p>	○	
12 総合検討	<p>前項までの作業について総合的に検討し、工事実施のための点検を行う。</p>	○	
13 照査	<p>照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。</p>	○	
14 点検取りまとめ	<p>成果資料の点検、取りまとめを行い、報告書を作成する。</p>	○	

作業項目内訳表[導水路(暗渠) 機能診断]

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 業務準備	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。	○	
2 事前調査			
2-1 資料調査	施設完成時の設計図書及び施設管理記録、地域特性に係る資料等を収集・整理し診断評価の基礎材料とする。	○	
2-2 問診調査	施設管理者等から日常利用、操作等の不具合・変状箇所・事故履歴・補修履歴等について聞き取り調査を行い、施設機能に関する課題、問題点を把握・整理する。	○	
3 施設機能の検討	資料調査及び問診調査を元に、安全性、水利的な機能及び環境面からの要求機能について整理し、診断の重点を設定するほか、要求機能を満足するための要求性能を設定する。	—	
4 施設の影響度評価	事前調査、現地踏査結果を基に、施設の影響度を評価する。(なお、頭首工等複合施設については、構成要素毎に影響度の区分・評価等を含む。)	—	
5 性能低下要因の推定	事前調査及び現地踏査結果を基に、性能低下の推定を行う。また、環境(水質 又は周辺環境)条件による性能低下の可能性があるか推定する。	—	
6 水利・水理機能検討	現況の概略水利・水理機能検討を行う。	—	
7 構造検討	荷重条件の変化及びコンクリート推定強度において、変状が確認された構造物の現状の強度・荷重条件で概略の構造検討を行い、施設の安全性について検証を行う。	—	
8 現地調査(定点調査)作業計画の作成	事前調査、現地踏査及び施設の影響度等を勘案し、現地調査(定点調査)の範囲・調査地点の密度及び調査手法を設定する。	—	
9 詳細調査計画立案	詳細調査が必要な施設について詳細調査計画の立案を行う。	—	
10 健全度評価	調査結果に基づき、調査単位毎に施設の健全度の判定を行う。	○	
11 性能低下予測	性能低下要因推定結果、健全度判定結果等を踏まえ、現況施設の性能判定を行うとともに、性能管理指標を選定し、現地条件に適合する性能低下予測手法により、性能低下予測を行う。	○	
12 管理水準の設定	性能低下予測の結果を基に、構造の安全率、施設の影響度及び経済性を踏まえ、各施設の管理水準を設定する。	—	
13 機能保全対策の検討	施設別に現地状況に適合する対策工法を複数選定し、選定された対策工法・実施時期・実施範囲を組み合わせ対策シナリオを複数作成する。	—	
14 機能保全コストの算定	対策シナリオ毎に機能保全コストを算定し、比較する。(コスト算定のために必要な数量計算、設計図面作成を含む。)	—	
15 機能保全計画の策定	機能保全コストを最小とすることを基本とした上で、施設影響度を踏まえたリスクや、環境との調和、維持管理の容易さ等、多様な側面も総合的に検討し、機能保全計画を策定す	—	

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
	る。なお、状況監視等を継続する必要があると認められる施設については、経年変化状況把握などのための施設監視計画を作成する。		
16 農業水利ストック情報データの作成	農業水利ストック情報データベース資料を作成する。	—	
17 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○	

作業項目内訳表[現地調査作業一覧表]

作業項目	規格	作業条件	数量	備考
【現地踏査】				
現地踏査	暗渠 B3.5m×H1.5m		0.15km	
【現地調査】				
近接目視	暗渠 B3.5m×H1.5m		1,500 m ²	
コンクリート強度推定調査	JISA1155 コンクリートの反発度の測定 方法(リバウンドハンマー)	打撃点 3*3=9 点 5cm 間隔	1測点	
中性化深さ調査(ドリル法)	NDIS3419-1999 フェノールフタレイン溶液	3箇所/断面	1箇所	